

国自管第185号
国自技第270号
平成19年3月29日

各運輸局長
沖縄総合事務局長 殿
(単名各通)

自動車交通局長

自動車登録業務等実施要領の一部改正について

自動車登録業務等実施要領は、平成18年1月30日付け 国自管第166号、国自技第232号により定められたところであるが、今般、下記のとおり通達を改正することとしたので了知されたい。なお、平成19年4月30日までは改正前から定めている取扱いによることとしても差し支えないので、事務処理上遺漏なきを期されたい。

記

1. 自動車登録業務等実施要領（平成18年1月30日付け 国自管第166号、国自技第232号）

以下のとおり改正する。

I. 登録自動車

1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

- 1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）

- (1) 型式指定自動車の場合

- (ア) 提出書類

- (f) ④「印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付」の後に「⑤ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法108条等、自己契約・双方代理にあっては取締役会等の議事録等の写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業

登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面）」を加え、⑤を⑥に改める。

⑥「所在地は外国の住所で登録する」の後に「なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付」を加える。

（j）① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

（k）「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

（2）型式指定自動車以外の場合

（ア）提出書類

（e）④「印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付」の後に「⑤ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法108条等、自己契約・双方代理にあっては取締役会等の議事録等の写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面）」を加え、⑤を⑥に改める。

⑥ 中「所在地は外国の住所で登録する」の後に「なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付」を加える。

（k）① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

（l）「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

（1）提出書類

（カ）④「印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付」の後に「⑤ 登録令第14条第1項第2号にかかる許可、同意又は承諾を証する書面（民法

108条等、自己契約・双方代理にあっては取締役会等の議事録等の写し。なお、利益相反行為禁止の適用除外を受けるのに登記が必要であれば商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書及び許可又は同意を得たことを証する書面)」を加え、⑤を⑥に改める。

⑥「所在地は外国の住所で登録する」の後に「なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付」を加える。

(コ)①中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

②中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

(シ)「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

②中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

2. 変更登録・自動車検査証記入の申請

2-1. 構造変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ウ)⑥中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・上記の各書面」を「⑦上記の各書面」に改める。

(キ)①中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

②中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

3. 移転登録・自動車検査証記入の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(エ)⑦中「、若しくは」を「。」に改める。

「資料の写し等」の後に「若しくは破産管財人の申立書(申請した自動車は破産法第78条第2項に規定する裁判所の許可を受けている旨又は破産法第78条第3項に該当し裁判所の許可が必要ない旨を記載)」を加える。

⑧中「所在地は外国の住所で登録する」の後に「なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付」を加える。

⑨中「サイン証明書」を添付する」の後に「なお、添付書類が、外国語

により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、「押印した訳文を添付」を加える。

(ク) ① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

(ケ) 「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

3-2. 相続によるもの

3-2-1. 単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）

(1) 提出書類

(ウ) 中「⑤判決謄本（確定証明書付）」の後に「⑥申請人である相続人の実印を押印した遺産分割協議成立申立書（申請人である相続人が、相続する自動車の価格が100万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合に限る）

・民法の規定に基づく遺産分割協議が成立したこと及びその年月日を記載
・申立書による申請の同意を得ていること及びその年月日を記載」を加える。

(エ) 中「(遺産分割協議書による申請の場合に限っては被相続人と相続人全員の関係が全て分かるもの。なお、それ以外による申請の場合にあつては被相続人と申請人の相続関係が証明できるもの。いずれの場合にあつても、被相続人の死亡が確認できるものであること)」を「[(ウ)のうち①を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③④⑤を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認できるもの。⑥を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。]」に改める。

(ケ) ① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

(コ) 「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

3-2-2. 共同相続

(1) 提出書類

(ウ) 中「(被相続人と申請人の相続関係が全て証明でき、且つ被相続人の死亡が確認できるもの)」を「(被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの)」に改める。

(エ) 中「全員の印鑑(登録)証明書」の後に「① 発行されてから3ヶ月以内のもの」を加え、「①」を「②」に改める。

(ク) ① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

(ケ)「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

3-3. 合併によるもの

(1) 提出書類

(ク) ① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

(ケ)「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

(サ) 中「印鑑(登録)証明書」を「商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書」に改める。

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ウ) 中「分割契約書」の後に「の写し」を加える。

(ク) ① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

(ケ)「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

3-5. 判決によるもの（新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る）

(1) 提出書類

(エ) ④「所在地は外国の住所で登録する」の後に「なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付」を加える。

(ク) ① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

(ケ)「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ウ) ⑤ 中「サイン証明書」を添付」の後に「なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付」を加える。

4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

(1) 提出書類

(ウ) ⑤ 中「サイン証明書」を添付」の後に「なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付」を加える。

4-2. 輸出抹消仮登録の申請（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く

登録自動車を輸出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)

(1) 提出書類

(ウ) ⑤ 中「サイン証明書」を添付」の後に「なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付」を加える。

4-3. 一時抹消登録の申請

(1) 提出書類

(ウ) ⑤ 中「サイン証明書」を添付」の後に「なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付」を加える。

9. 自動車検査証記入の申請

9-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ウ) ⑤ 中「・上記」の後に「①～⑤」を加える。

10. 自動車登録番号標の交付(番号変更)の申請

(1) 提出書類

(ア) ① 中「押印のある委任状でも可)」の後に「②「交付を受ける理由」欄に記載が必要」を加える。

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車(初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車)

(1) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類

(h) 「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

(i) ① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(イ)「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

(ジ)① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

(1) 提出書類

(ケ)「○個人」を「①個人」に、「○法人」を「②法人」に、「・各書面」を「③各書面」に改める。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

(コ)① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

2. 自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア)① 中「使用者の氏名又は名称若しくは住所」を「使用者の氏名又は名称、住所若しくは使用の本拠の位置」に改める。

(ウ)⑥、○法人 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加え、「・上記」の後に「①～⑥」を加える。

(カ)① 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

「・各書面」を「③各書面」に改める。

2-3. 二輪の番号変更の場合

(1) 提出書類

(ア)① 中の「署名のある委任状でも可)」の後に「②「交付を受ける理由」欄に記載が必要」を加える。

6. 検査事項等証明書の交付の申請

(1) 提出書類

(ア) ① 中「若しくは署名が必要」の後に「(代理人が請求する場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)」を加える。

(イ) 中「手数料納付書」の後に「(ウ)所有者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要) ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要」を加える。

(2) 提示書類

(ア) 中「所有者」の後に「又は代理人」を加える。

「※車両番号標を返納できない場合において、盗難又は遺失若しくは紛失以外の理由では自動車検査証返納証明書交付申請は受理しない。」を削除する。

Ⅲ. 軽二輪

1. 新規届出

1-1. 新車(初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)

(1) 提出書類

(エ) ② (b) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

(オ) ① (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

1-2. 中古車(初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合)

(1) 提出書類

(エ) ② (b) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

(オ) ① (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

2. 記入申請(管轄変更を伴わないもの)

(1) 提出書類

(ウ) ② (b) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

(エ) ① (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが

確認できる」を加える。

② (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

4. 転入届出

(1) 提出書類

(エ) ② (b) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

(オ) ① (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

5. 転入抹消

(1) 提出書類

(カ) ② (b) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

(キ) ① (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。

② (a) 中「営業証明書、」の後に「継続的に拠点があることが確認できる」を加える。